

デイサービス フロンティア運営規程

-障がい福祉サービス 生活介護-

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人桜樹会が開設するデイサービス フロンティア（以下「事業所」という。）が行う生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適切な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

- (1) 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス フロンティア
(2) 所在地 広島県福山市駅家町万能倉 1048 番地 9

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、介護職員、生活相談員、サービス管理責任者を兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護職員 20名 {常勤17名（うち1名、管理者、生活相談員、サービス管理責任者を兼務。うち4名、生活相談員を兼務。うち1名、生活相談員、介護職員、サービス管理責任者を兼務。うち2名、看護職員、機能訓練指導員を兼務。うち2名、機能訓練指導員を兼務。）、非常勤3名（うち1名、看護職員、機能訓練指導員を兼務）}
- 介護職員は、入浴、食事等の介護及び日常生活上の世話を行う。
- (3) サービス管理責任者 2名（うち1名、常勤、生活相談員、介護職員を兼務。うち1名、常勤、生活相談員を兼務。）
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (4) その他の従業者
- (i) 看護職員 3名 {常勤2名（機能訓練指導員、介護職員を兼務）、非常勤1名（機能訓練指導員、介護職員を兼務）}
- 看護職員は、利用者の健康チェック、入浴・機能訓練等のバイタルチェック、日常生活上の世話等を行う。
- (ii) 生活相談員 6名（うち常勤4名、介護職員を兼務、うち常勤1名、介護職員、サービス管理責任者、管理者を兼務。うち常勤1名、サービス管理責任者、介護職員を兼務。）
生活相談員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、自立生活を支援するため、他の職種とも連携し、利用者及び家族に対して相談援助等を行う。
- (iii) 機能訓練指導員 5名 {常勤4名（うち2名、看護職員、介護職員を兼務。うち2名、介護

職員を兼務)。非常勤1名、看護職員、介護職員を兼務。)}
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の維持、改善及び減退を防止するため等の訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
サービス提供時間は、午前9時00分から午後4時30分までとする。

(指定生活介護の利用定員)

第6条 利用定員は55名

(指定生活介護の内容)

第7条 事業所が提供する内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) 機能訓練
- (7) 日常動作訓練
- (8) レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

2. 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業実施区域を越えた地点から、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

3. 前2項の定めるものの他、利用者から次の費用お支払いを受けるものとする。

- (1) 食費 1食につき、250円
- (2) おむつ代 紙おむつ100円/枚、リハビリパンツ100円/枚、尿取りパッド30円/枚
- (3) 複写物の交付 1枚あたり モノクロ10円、カラー30円
- (4) 前各号に掲げるものの他、生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の実施地域は、福山市（駅家町、御幸町、加茂町、芦田町、山野町、新市町、神辺町）の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 機能訓練等は、機能訓練指導員その他の従業者の指導のもとに行うようこころがけて努めること。
- (2) 設備を利用する場合は、各担当従業者の許可を得て使用すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(高齢者虐待等の禁止)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的

に実施する。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

(地域との連携等)

第14条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、生活介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内 (2) 継続研修 年1回 (3) その他の研修

2. 従業者は、職務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。なお、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を雇用契約の内容とする。
3. 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
4. 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
5. この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人桜樹会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
6. 事業者は、利用者からの苦情に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し、迅速に対応する。
7. 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
2. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人桜樹会において定めるものとする。

附則

この規程は、2018（平成30）年7月1日から施行する。

この規程は、2019（平成30）年8月1日から施行する。

この規程は、2019（平成31）年1月1日から施行する。

この規定は、2019年5月1日から一部改正する。

この規定は、2019年8月1日から一部改正する。

この規定は、2020年8月1日から一部改正する。

この規定は、2020年10月1日から一部改正する。

この規定は、2024年4月1日から一部改正する。